

このご案内で認定こども園・保育所等施設へ利用申込みをされた人へ

## 幼児教育・保育の無償化制度について

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育に係る経済的な負担軽減を図る少子化対策の観点から、認定こども園・保育所等・幼稚園の保育料(利用料)が無償化されました。

### 無償化の対象となる子ども

**3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども**  
**0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯( )の子ども**

- 各施設が保育の質の向上のために設定している費用や、食材料費、通園送迎費、行事費、延長保育料などは無償化の対象外です。
- 無償化に伴う新たな手続きは必要ありません。

父母の収入が基準額に満たない場合は、同居している祖父母のいずれか多い人の税額を合算して判定することがあります。

### 副食費の免除について

3歳児クラスから5歳児クラスの子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては副食費(おかず代)が免除されます。

- 第3子以降とは、小学校就学前までの子どもから順にかぞえて3人目以降です。
- 免除に伴う新たな手続きは必要ありません。

## その他の施設の無償化の内容について

### (1) 施設型給付幼稚園・認定こども園(1号) 預かり保育を利用する場合、(3)も参照

満3歳児(平成30年4月2日以降に生まれ、3歳の誕生日を迎えた子)から5歳児(小学校就学前)までのすべての子どもたちの保育料(利用料)が無償となります。

### (2) 私学助成幼稚園 預かり保育を利用する場合、(3)も参照

満3歳児(平成30年4月2日以降に生まれ、3歳の誕生日を迎えた子)から5歳児(小学校就学前)までの全ての子どもたちの保育料(利用料)が月額25,700円を上限に無償となります。

### (3) 施設型給付幼稚園・認定こども園(1号) / 私学助成幼稚園で預かり保育を利用する場合

**保育の必要性の認定( )**を受けた3歳児(平成29年4月2日以降に生まれた子)から5歳児(小学校就学前)の預かり保育利用料が1日450円×利用日数(月額11,300円まで)を上限に無償となります。

○満3歳児(平成30年4月2日以降に生まれ、3歳の誕生日を迎えた子)については、保育の必要性の認定を受けた市民税非課税世帯の子どもを対象に、1日450円×利用日数(月額16,300円まで)を上限に無償化されます。

**保育の必要性の認定**とは、両親ともに就労等の理由で児童を保育できない場合に認定されます。

### (4) 認可外保育施設等

**保育の必要性の認定**を受けた

3歳から5歳(令和3年4月1日時点の年齢)の子どもは月額37,000円  
0歳から2歳(令和3年4月1日時点の年齢)の市民税非課税世帯の子どもは  
月額42,000円を上限に保育料(利用料)が無償となります。

認定こども園・保育所等・幼稚園・企業主導型保育事業を常時利用している人で、認可外保育施設等を併用している場合、認可外保育施設等の利用分は無償化の対象外です。

(1)については無償化に伴う手続きはありません。(2)～(4)については**子育てのための施設等利用給付認定を受ける必要があります。**

すべての施設等について、教材費、給食費(食材料費)、通園送迎費、行事費などは無償化の対象外です。

(施設型給付幼稚園・認定こども園(1号)、私学助成幼稚園を利用している方については、副食費が免除となる場合があります。)